

きびしん企業創業支援融資【つばさ】

【2021年11月25日現在】

1. 商品名(愛称)	●きびしん企業創業支援融資【つばさ】	
2. ご利用いただける方	●当金庫の営業エリア内で新たに創業(転業)開始して1年以内および事業を6カ月以内に開始する法人、個人事業主 もしくは、新規事業開始後(新分野への進出後)1年以内の事業先	
3. お使いみち	●企業創業支援に寄与するための事業資金(運転資金および設備資金)	
4. ご融資限度額	●500万円以内 ※きびしん地域振興支援制度「吉備の新風」の応募受付先、又は日本政策金融公庫との協調融資先に限り1,000万円以内	
5. ご利用期間	●5年以内 ※きびしん地域振興支援制度「吉備の新風」の応募受付先、又は日本政策金融公庫との協調融資先に限り運転資金7年以内、設備資金10年以内	
6. ご融資利率	●当金庫所定の利率を適用させていただきます(付利単位1円)。 ※きびしん地域振興支援制度「吉備の新風」の応募受付先、又は日本政策金融公庫との協調融資先に金庫所定の利率から0.5%引き下げできる	
7. ご返済方法	●元金(元利)均等分割返済(最長6カ月の元金据置は可能)	
8. 保証人・担保	●経営者保証に関するガイドライン等を踏まえて個別案件ごとに、ご相談させていただきます。 ●担保は原則不要です。	
9. 保証料	●不要です。	
10. 手数料	●融資条件の変更(借入期間、返済日、返済金額、金利)	5,500円(税込)
	●繰上げ返済手数料	5,500円(税込)
11. 金利情報の入手方法	●金利については窓口へご照会ください。	
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス統括室(9時～17時、電話:0120-033-062)にお申し出ください。 ●紛争解決措置 岡山弁護士会(電話:086-223-4401)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 ※岡山弁護士会は移管調停利用のみ可能です。	
13. その他	●お申込み時に必要な書類が全て揃いましたら審査をいたします。 ●審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ●商品の内容、現在のご融資利率、ご相談等につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。	

吉備信用金庫

2021-187